

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）の規定に基づく各徴収猶予不許可決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 1 月 26 日付けでした、平成 31 年度第 4 期分から令和 2 年度第 4 期分までの固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の各徴収猶予不許可決定処分（内容は、別紙処分目録記載のとおり。以下、順に「本件処分 1」、「本件処分 2」、「本件処分 3」といい、併せて「本件各処分」という。また、本件各処分の対象となる固定資産税等を併せて「本件各固定資産税等」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件各処分の取消しを求めている。

請求人は、2020 年 5 月 25 日、前代未聞の事態に陥ったコロナウイルスパンデミック経済恐慌に対して、政府内閣首相が固定資産税については、延滞金をつけずに猶予すると宣言した措置に基づいて、処分庁に対して納税猶予を求めたが、処分庁は具体的かつ疎明できる理由並びに証拠を明らかにしないで、「要件を満たさないで、猶予に該当しない。」などと記して不許可通知を送りつけ

てきた。かかる行為は、不当かつ不正であるので、処分庁の民法の使用責任者たる雇用主、地方官吏の領袖たる東京都知事がただちに取り消す事を強く求める。

処分庁は、請求人の芸能事務所〇〇について、レッスン室とスタジオが、事務所内に装備されていないから芸能事務所の実態がない、などと根拠や理由も不明な認定尺度を持ち出して、請求人の事業に実態がない、だからコロナによる税の猶予はできないとして、不許可通知書を送りつけた事実が有る。この決定は不当かつ事実ではなく、理由がないので、不許可通知を取り消し、猶予を認める、ならびに延滞金をつけない、との決定及び請求人の事業には実体が有るとの認定裁決を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年11月24日	諮問
令和 4年 1月21日	審議（第63回第2部会）
令和 4年 2月25日	審議（第64回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金

を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる」と規定する。

そして、同項1号は「納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。」を、同項2号は「納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。」を、同項3号は「納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。」を、同項4号は「納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき」を、同項5号は「前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があつたとき」をそれぞれ挙げている。

- (2) 法15条の2第1項は、徴収の猶予（前条1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならないと規定する。

また、同条6項は、地方団体の長は、1項から3項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができると規定する。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、徴収猶予申請の案内を受

けた請求人から、本件各申請書の提出があったものの、本件各申請書には不備があり、猶予の適否の判断を適切に行うことができなかつたことから、各補正通知書を請求人に送付したことが認められる。

その後、請求人から本件各追記申請書の提出があったが、添付された資料は、請求人の主張を記載したものに過ぎず、徴収猶予に該当する事実を客観的に証するに足りるものではなかつたことが認められる。

徴収の猶予の申請をしようとする者は、徴収の猶予に該当する事実を証するに足りる書類を添付し、提出しなければならないとされていることからすれば（上記1・(2)）、本件各申請書について、法15条1項5号（4号類似）『納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損害を受けたとき』に該当しないとして、徴収猶予不許可とした本件各処分は、上記1の法令等の規定に則った適正な処分ということができ、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり、処分庁は、具体的かつ疎明できる理由・証拠を明らかにしないで、本件各処分を行った旨を主張する。

しかし、本件各処分に係る不許可通知書の理由欄には、具体的な理由が付記されており、また、本件各申請書の提出に至る処分庁側の案内文書からすれば、請求人にとって理由が明らかではないということとはできない。

また、請求人は、処分庁が芸能事務所の実態がないことなどを理由に本件各処分を行ったとも主張するが、本件各処分が、徴収猶予に該当する事実を客観的に証する資料が提出されなかつたことから行われたものであることは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には、理由がないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙(略)